



## こんなときどうする? 退職するとき(短期給付編)

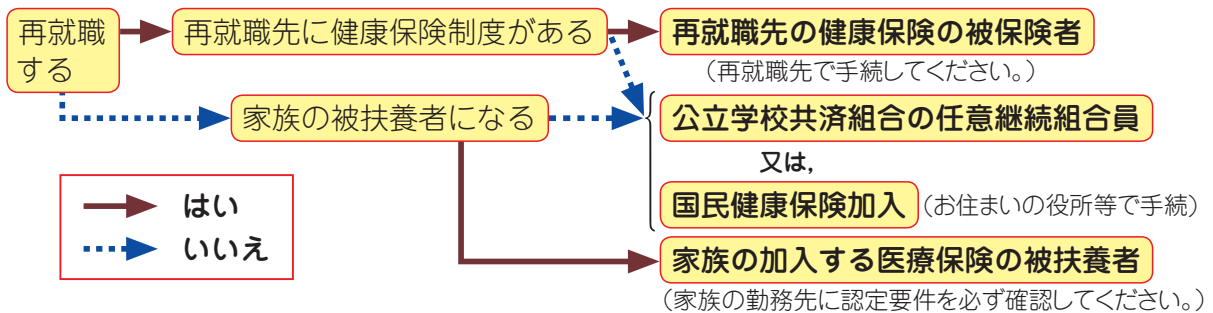
短期給付係  
(082)513-4957



退職時に必要な手続きや退職後の制度については、定年外退職者説明会(⇒2頁参照)を開催しますので、ぜひご参加ください。

### Q 退職した後、医療保険はどうなりますか?

- A** 退職すると、自動的に組合員資格を喪失するため、現在お使いの組合員証及び被扶養者証は使うことはできません。(再任用フルタイムとして再び公立学校共済組合の組合員の資格を取得する場合でも、再度の手続きのうえ、新しい組合員証及び被扶養者証が交付されます。)退職後は、必ず次の4つの保険制度のいずれかに加入することになります。下図を参考に手続きを行ってください。



### Q 任意継続組合員とはどんな制度ですか?

- A** 任意継続組合員は、退職後最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。

- 加入資格 退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方
- 加入手続 **退職の日から20日以内**に任意継続組合員申出書を提出し、掛金を払い込んでください。
- 被扶養者の扱い 現職時被扶養者として認定されていた方は、引き続き認定できます。  
**ただし、子が被扶養者の場合、退職後に配偶者の収入の方が多くなる場合は、継続認定できません。**

**注意!** 任意継続組合員に加入後、別の健康保険に加入する場合や、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、資格喪失の申出を行ってください。

### Q 退職した後も受けられる給付はありますか?

- A** 下記の条件を満たす場合に給付が受けられます。**※ ただし、他の共済組合の組合員や、他の保険等の被保険者になった場合は受けられませんのでご注意ください。**

給付名称	給付要件	給付額
出産費	1年以上組合員であった方が、退職した後6か月以内に出産したとき(※)	子1人につき420,000円(産科医療補償制度の対象分娩でない場合は404,000円)
埋葬料	組合員であった方が、退職した後3か月以内に死亡したとき(※)	50,000円(被扶養者がいない場合は上記金額を上限とした実費)
傷病手当金	1年以上組合員であった人が在職中に公務によらない病気又は負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するとき ① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき ② 退職した日において、すでに勤務に服することができなかった日以後3日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき	平均標準報酬日額×2/3×日数(障害年金との調整があります。)